豊中市所蔵作品展企画・運営等業務委託
公募型プロポーザル方式実施要領

１．業務の目的

豊中市所蔵作品を活用した展覧会及び関連イベントを実施することにより、豊中市文化芸術推進基本計画における推進プログラムである「文化芸術の力を活かしたまちづくりの推進」、「地域資源の活用と発信」及び「文化芸術環境の充実」に寄与することを目的とする。

２．業務の概要

(1) 業務名

豊中市所蔵作品展企画・運営等業務委託

(2) 業務内容

別紙「豊中市所蔵作品展企画・運営等業務委託仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年(2027 年)3 月 7 日まで。

(4) 予算額

提案上限額：900,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※別途契約締結にかかる交渉を行うため、この提案上限価格での契約を約するものではない。

３．参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

(3) 市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

(5) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(6) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続

開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

４．日程

	第一次審査がある場合 （応募者が4者以上の場合）	第一次審査がない場合 （応募者が4者未満の場合）
実施要領の公表	11月11日（水）	
質問事項の締切	11月18日（水）正午（必着）	
質問事項への回答	11月24日（火）	
企画提案書の提出期限	11月30日（月）午後3時（必着）	
第一次審査結果の通知予定日	12月2日（水）	12月2日（水）
第二次審査 （プレゼンテーション）	12月10日（木）	
第二次審査結果の通知予定日	12月16日（水）	
委託契約の締結予定日	12月下旬	

※いずれも、令和8年（2026年）。

※上記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に対して改めて通知する。

５．応募書類

No	提出書類	留意事項	様式
1	参加表明書	正本１部のみ提案者の代表者印を押印。	様式１
2	提案者の概要	「従業員（人）」は企画提案書提出時の現員を記入すること。 「業務内容」は代表的な業務分野を記入すること。 「組織図」は企画提案書提出時の組織図を記入すること。(別紙での提出も可能とする)	様式２
3	提案者の業務実績	令和３年度（2021 年度）以降に受注した展覧会企画・運営業務の実績を記入すること。	様式３
4	総括責任者及び担当者の業務実績	「従事分野の経歴等」は本業務に関して担当する活動分野について最終学校卒業後の経歴を記入すること。 「参画した主要業務の概要と担当した分野」は、令和 3 年度（2021 年度）以降に担当した展示企画業務等のうち、代表的なものについて、当該業務の概要及び担当した分野（総括、企画など）を記入すること（複数記入可）。	様式４
5	業務執行体制調書	本業務の実施にあたってチームで取組む体制及び特徴を記入すること。 「役割」の欄には、本業務における担当分野や業務内で担う役割を記入すること。 「現在担当している業務数」の欄には、契約金額で税込み 100 万円程度以上の業務数を記入すること。 「主な勤務場所」は都道府県名を記入すること。 ※様式５のレイアウトは適宜に変更することを可能とする。	様式５
6	公募日から過去３年以内の処分歴等の有無	公募日：令和８年（2026 年）11 月 11 日（水） 該当の有無を記入すること。 措置を受けた場合はその内容と期間及び終期がわかる書類の写し、契約解除を受けた場合は契約解除通知書の写し、書面による警告を受けた場合はその写しを添付すること。	様式６
7	企画提案書	・豊中市の所蔵作品を活用した展覧会の提案 ・展示において所蔵作品の魅力を伝える内容 ・関連イベントの実施の提案 ・広報・集客計画の提案 ・作品管理・安全対策の提案	様式なし
8	業務計画予定書	作業項目ごとに実施時期を実線で記載すること。 用紙１枚に収まるように記載すること。	様式なし

9	見積書	件名：豊中市所蔵作品展企画・運営等業務委託見積書 見積額は消費税及び地方消費税を含めたものを提示し、本体価格と消費税及び地方消費税を明記すること。 内訳書を添付すること。	様式なし

6.提出形式

・提出部数：①応募書類 No.1～9 の正本各 1 部/A4 判

②応募書類 No.2～9 のデータ/CD-R

（注）①について、No9.見積書は社印及び代表者印を押印（「記名」並びに「本件責任者及び担当者」の氏名と連絡先の明記でも可）すること。応募書類一式をファイル等で綴じずにクリップ等で止めて提出すること。②については、データ内にある提案者名（社印・代表者印・個人名含む）が見えないようにして提出すること。

7．応募書類の提出

(1) 提出先（事務局）

〒561-8501　豊中市中桜塚 3-1-1

豊中市役所　都市活力部魅力文化創造課　文化芸術推進係（第一庁舎 5 階）

TEL:06-6858-2503

(2) 提出方法：持参又は郵送

・持参の場合：月～金曜日　午前 9 時から午後 5 時（11 月 23 日（月・祝）を除く）

(3) 提出期限：令和 8 年（2026 年）11 月 30 日（月）午後 3 時（必着）

8．応募書類の取り扱い

(1) 提出後の応募書類の訂正・追加及び再提出は認めない。

(2) 提出された企画提案書は提案者に無断で使用しないものとする。ただし、第一優先交渉権者の選考を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

(3) 提出された応募書類等は返却しない。

(4) 応募書類の作成及び提出に係る費用については応募者の負担とする。

(5) 郵送により提出する場合は、事務局に応募書類の到達について確認すること。

9．質疑対応

質問がある場合は、「質問書」（様式 7）をメールで事務局あてに提出すること。

・提出先アドレス：bunka@city.toyonaka.osaka.jp

・提出期限：令和 8 年（2026 年）11 月 18 日（水）正午（必着）

なお、提出されたすべての質問及び回答は、令和 8 年（2026 年）11 月 24 日（火）に、市のホームページに掲載し、個別には回答しない。なお電話等メール以外の方法で質問は受け付けない。

１０．選定方法

(1) 審査方法

市職員で構成する審査委員会において、企画提案書、見積金額、第一次審査及び第二次審査で提案内容を総合的に評価し、第一優先交渉権者を選考する。

〈1〉第一次審査

①応募事業者が 4 者以上の場合、提出書類の内容を踏まえて採点を行い、合計得点により順位を決定し、上位 3 者により第二次審査を行う。第一次審査がない場合は、その旨の通知を令和 8 年（2026 年）12 月 2 日（水）に全応募者あてに通知する。

②第一次審査通過者には、その旨と第二次審査（プレゼンテーション）の案内、その他の応募者には選考外となった旨を令和 8 年（2026 年）12 月 2 日（水）に通知する。

〈2〉第二次審査

① 第二次審査は、提案書及び提出書に基づくプレゼンテーションを行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。プレゼンテーションの結果、全体配点の 50%未満の提案者は、順位が 1 位の場合であっても優先交渉権者としない。得点が同じ場合は、当委員会として最終合議のうえ一本化した審査結果を確定する。

・日　　時：令和8年（2026年）12月10日（木）を予定
※時間・場所等の詳細は、提案者に別途連絡

・発表時間：25 分程度（プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分）

・プレゼンテーションを行う者：本業務に携わる担当者とする。

・そ の 他：当日の出席者は 1 提案者あたり 3 名以内（プレゼンテーションを行うものを含む）とし、すべて提案者の雇用する従業員とする。

(2) 審査項目

審査項目	審査基準	配点
業務内容	・事業目的を的確に理解しているか	10
	・事業の実現性が高いと見込めるか	10
	・事業スケジュールが適切か	10
	・展示テーマや企画内容に独創性があり、市民の関心を引く内容となっているか ・所蔵作品の選定や展示構成が適切で、作品の魅力を効果的に伝える内容となっているか ・関連イベント、ワークショップ、ギャラリートーク等が効果的で、市民参加や作品理解の促進が期待できるか ・ターゲット設定が明確で、効果的な広報及び集客が期待できるか ・作品の保全、事故防止、危機管理等が適切か	50
業務実績	「業務内容」での提案を遂行するだけの組織体制があり、実現可能な提案になっているか 展覧会等の企画運営に必要な専門人材及び実施体制を有しているか	10
費用	提案に対し妥当な積算額になっているか	10
処分履歴	公募日から過去 3 年以内の処分歴等	マイナス評点
計		100

(3) 審査結果の通知

審査結果は、令和 8 年（2026 年）12 月 16 日（水）にメールと郵便にて通知する。なお、市と仕様及び価格などを協議のうえ、市の内部手続を経て、本業務の受託者として決定することになるため、第一優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約束するものでない。

(4) 審査結果の公表

審査結果は、市のホームページ等により公表する。

１１．提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 本案件期間中に、上記「３．参加資格」で規定する条件を満たさなくなった場合
(2) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
(3) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
(4) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
(5) 委託限度額を超える提案を行った場合
(6) 見積額が業務内容から見て著しく妥当性を欠く場合
(7) 提案書類において虚偽の記載があった場合
(8) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
(9) 一団体で複数の提案をした場合
(10) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
(11) 正常な提案の執行の妨害等の行為があった場合
(12) 法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
(13) 審査の公平性を害する行為があった場合
(14) 前各号の定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めた場合

１２．契約の締結

(1) 第一優先交渉権者の選考後、提案書の内容に基づき、市と協議のうえ業務内容を確定し、令和８年（2026 年）12 月下旬の契約締結を目途に、市と契約手続を行う。
なお、第一優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者と契約することがある。
(2) 契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、市と詳細を協議する。また、契約内容と仕様、契約金額などは、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがある。
(3) 本業務の受託者は、「豊中市財務規則」に基づき、契約保証金の納付又は履行保証契約の締結を行うこと（受託者が同規則第 110 条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く）。

１３．留意事項

(1) 本プロポーザル方式に要する経費（提案書の作成及び提出に関する費用等）は、応募者の負担とする。
(2) 提出書類等の著作権は提案者に属するが、審査等において必要な複製を作成する場合がある。

(3) 提出された書類等は、提案者の技術的ノウハウを含む機密に係る事項（個人情報を含む。）を除いては、情報の公開を行う場合がある。
(4) 提出された書類の返却、訂正、追加、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じない。
(5) 提出書類に記載された担当者等は、市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することができない。
(6) 本プロポーザル方式の応募を取り下げる場合は、速やかに下記事務局まで連絡するとともに、文書（様式は任意）で通知すること。
(7) 審査及び評価の内容、応募者名等の内容などの質問は一切受け付けない。また、質問事項の締切り以降、業務に係る質問も受け付けない。

１４．応募・質問等の問合せ先（事務局）

〒561-8501　豊中市中桜塚 3-1-1
豊中市役所　都市活力部魅力文化創造課　文化芸術推進係
TEL：06-6858-2503
FAX：06-6858-3684
Mail：bunka@city.toyonaka.osaka.jp